



人権啓発紙

輝きびと

R8.7.1

No.
128

発行者 大津市政調整部
人権・男女共同参画課
TEL 528-2791・FAX 527-6288

特集記事：言葉の向こうにいる誰かのために

第49回
(令和7年度)

わたしと人権 特選作品



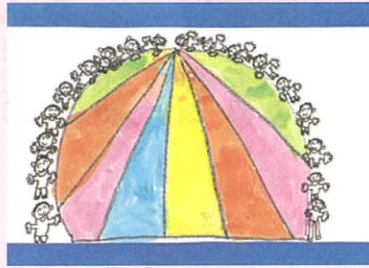
日吉台小学校 6年(当時)
渡邊 瑠衣さん
「笑顔の花を届けよう」



田上小学校 4年(当時)
小谷 紗月さん
「大切に一つ一つのみんなの笑顔」



上田小学校 4年(当時)
金子 桜紀さん
「自分の花」



堅田幼稚園 5歳児(当時)
八島 学斗さん
「みんなでパルーンをするのが楽しかったよ」



南郷小学校 1年(当時)
松尾 百華さん
「くじらぐもとみんながにこにこ」

詩の部

ぼくたちのえ顔

中央小学校 3年(当時)
中島 紘花さん

ぼくがわらうと

君もわらう

ぼくもわらう

なかよくなった

その日から

ずっと

わらってばかり

君のえ顔が

ぼくはすき

大すき

滋賀大学教育学部

附属小学校 1年(当時)
白井 美緒さん

みんな大すき

みんなとあそぶの大すき

じぶん大すき

せかいのみんな大すき

おかあさん大すき

おとうさん大すき

おばあちゃん大すき

おじいちゃん大すき

みんなのえがおが大すき

生きる命・心

南郷小学校 5年(当時)
松田 凜音さん

生きる人は命がある

心の中でドクドク、バクバク

これが生きてるしように

楽しいことがあると、うきうき

悲しいことがあると、しくしく

感情があふれる

これが生きてるしように

生きる人は心がある

おもしろいと思う心

涙があふれるほどつらい心

大切な人を想う幸せな心

みんなあたたかい心をもっている

これも生きてるしように

言葉の向こうにいる誰かのために



★ 誰もが加害者・被害者になりうる時代

インターネット、SNSや動画サイトは、今や私たちの日常に欠かせない存在となりました。離れた人とも簡単につながることで、自分の考えや作品を発信できるなど、インターネットは私たちの可能性を拡げてくれます。

一方で、匿名性や情報の拡散力の高さから、深刻な人権侵害も増加しています。法務省の調査でも、インターネット上の人権侵犯事件は年々増加傾向にあり、特に名誉毀損や誹謗中傷は大きな社会問題となっています。ユーザー一人ひとりが加害者にも被害者にもなりうる状況といえます。

★ なぜインターネット上では攻撃的になりやすいのか

インターネット上では相手の表情や反応が見えにくいため、感情的な言葉を書き込みやすいと言われています。また、SNSでは短い言葉で即座に反応できるため、怒りや不満を感じた勢いのまま投稿してしまうこともあります。

さらに、SNSでのやり取りは、限られた文字数の中で行われることも多く、言葉の背景や意図が十分に伝わらない場合が

あります。冗談や軽い指摘のつもりで書いた内容でも、ニュアンスが伝わらず、受け取る側には強い否定や攻撃として伝わってしまうことがあります。

加えて、「みんなも言っているから大丈夫」といった空気感が、過激な投稿を後押ししてしまう場合もあります。

対面では口にしないような攻撃的な言葉を含んだ投稿は相手を深く傷つけ、ときには人生を大きく左右してしまうこともあります。



SNSでは意図が伝わらず、相手を傷つけてしまうことも
(交通手段を聞いている?理由を聞いている?)

★ 「拡散する側」にも責任がある

誹謗中傷で見落とされがちなのが、「拡散する側」の責任です。SNSでは、好奇心や共感から、真偽を十分に確かめないうまま投稿をシェアしてしまうことがあります。

実際に、「この人が犯人だ」と虚偽の情報を投稿したことで、無

関係の人が誹謗中傷を受け、損害賠償問題に発展したケースもあります。

「注意喚起のつもりだった」「正しい情報を広めたかった」と考えていたとしても、不確かな情報の拡散は、結果として誰かを傷つけてしまう危険があります。

「ただ他の人の投稿をリポスト（再投稿）しただけ」という行為であっても、被害を広げてしまう場合があることを理解する必要があります。

現在は、発信者の情報開示の制度整備※が進み、投稿者の特定も以前より迅速に行われるようになっていきます。侮辱罪の厳罰化も進み、ネット上の書き込みであつても、法的責任を問われる可能性があります。



情報に流されて拡散した結果、罪に問われる場合も

※「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）が令和7年4月1日に施行されました。SNS等での誹謗中傷被害に迅速に対応するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、削除申出窓口の整備や対応状況の公表などが義務付けられています。また、発信者情報開示請求の手続も円滑化され、被害者救済の強化が進められています。

いま求められる想像力

インターネット上では、冗談のつもりで発した言葉でも、冗談であることが伝わりづらく、相手を深く傷つけてしまうことがあります。また、「間違いを指摘したい」「自分の考えを伝えたい」という気持ちだが、知らないうちに相手を追い詰めてしまうこともあります。正しさを伝えたいからといって、相手を傷つけても良いということはありません。

だからこそ大切なのは、「投稿する前に一度立ち止まること」です。相手の立場や背景を想像しながら発信する姿勢が、これまで以上に求められています。

SNSは本来、人と人をつなぐための道具であり、多くの可能性や良い面も持っています。その便利さの裏側にある責任について、一人ひとりが意識することが大切です。

現実社会とインターネット社会

現実社会に目を向けると、かつての地域社会には「顔の見える関係」があり、周囲とのつながりが、他者への配慮や公共の場を大切にする意識につながっていた面もありました。

一方で、社会の変化とともに、人との距離感や関係性も多様化しています。便利になった反面、相手の存在を実感しにくい場面が増えていくのかもしれない。

だからこそ、インターネット上でも現実社会でも、「その先に相手がいる」「その向こうには一人ひとりの日常がある」という想像力を持つことが、これまで以上に大切になっているのではないのでしょうか。

- ともだちと すべりだいして いい気もち
- 幸せは みんなとともに いきるため
- 比べない 自分の持ち味 のばすんだ
- おしのけないで、それぞれの『あたり前』
進んでいこう、それぞれの『あたり前』

逢坂小学校 1年(当時) 岡澤 嶺楽さん
富士見小学校 4年(当時) 国本 彩希さん
下阪本小学校 5年(当時) 鶴川 湊太さん
比叡山中学校 2年(当時) 四方 葵生さん

第49回(令和7年度)「わたしと人権」特選作品 標語の部

人権に関する相談窓口のご案内

大津市、大津地方法務局では皆さんからの人権に関わる相談窓口を設けています。

暴行や虐待、差別、インターネットによる誹謗中傷、モラル・ハラスメントなどによる悩み事がありましたらご相談ください。

「みんなの人権110番」

電話番号 0570-003-110 受付時間 平日8:30~17:15まで

「こどもの人権110番」

電話番号 0120-007-110 受付時間 平日8:30~17:15まで

※上記2つの窓口については、大津地方法務局に繋がります。法務局職員または人権擁護委員が対応します。

「人権擁護委員による特設相談」

※大津市 人権・男女共同参画課に繋がります。

電話番号 077-528-2791

受付時間 第1火曜日(祝日、年始を除く) 13:00~15:30まで

※大津市が委託している専門の相談員が対応します。

「大津市男女共同参画センターの相談」

電話相談 毎週木曜日(祝日を除く) 10:00~16:00まで

相談専用ダイヤル 077-527-5508

「人権擁護委員による特設相談」

受付日時 第3火曜日(祝日を除く) 13:00~15:30まで

第5火曜日(祝日を除く) 10:00~11:30まで

相談場所 大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津1階

大津市 人権・男女共同参画課 相談室

問合せ先 077-528-2791 (大津市 人権・男女共同参画課)

「大津市男女共同参画センターの相談」

(大津市が委託している専門の相談員)

面接相談 毎週月曜日(祝日を除く) 13:00~16:00まで

毎週金曜日(祝日を除く) 9:30~12:30まで

予約ダイヤル 077-528-2615

事前予約が必要です。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

☆人権擁護委員とは…

人権擁護委員はその職務について法務大臣から委嘱された方々で、人権啓発活動や人権相談などを通じて地域で様々な人権擁護活動に取り組んでおられます。

あとがき

技術の進歩で生活が便利、豊かになるとともに、社会の変化や価値観が急激に変化する現代。その裏側では、配慮すべきことが増え、人権課題はより多様化、複雑化していきます。
本誌において、こういったことを知りたい、取り上げて欲しい、といったご要望や、ご意見・ご感想をいただきました。左記までお願いいたします。

〒520-0047
(大津市浜大津四丁目1番1号)
明日都浜大津1階
大津市 政策調整部
人権・男女共同参画課
(0528-2791)
(mail: otsu1006@city.otsu.lg.jp)

大津市人権講座のご案内

大津市では、様々な人権課題について認識を深めることができるように、地域で人権・生涯学習の推進に取り組まれている大津市「人権・生涯」学習推進協議会連合会のご協力の下、毎年人権講座を開催しています。受講料は無料です。皆様からのご参加をお待ちしています。(事前申込制)

演題 「命と未来とLGBTQ+」～人との出会いを大切に

講師 京都府教育委員会 乙訓教育局

坂本 珠希 氏

日時 7月21日(火) 14:00~16:00

場所 大津市役所別館1階大会議室



演題 「ハンセン病問題から考えること」

講師 国立ハンセン病資料館学芸員

占部 好子 氏

日時 8月5日(水) 14:00~15:30

場所 大津市役所新館7階大会議室



演題 「オレンジ・ランプ」

講師 映画上映

日時 9月26日(土) 14:00~16:00

場所 ユナイテッドシネマ大津



以降2027年2月まで毎月開催。詳しくは大津市人権講座で検索。

申込方法

二次元コードを読み込んで電子申請または下記お申込先までご連絡ください

問合せ 申込先

大津市 教育委員会事務局 生涯学習課

TEL: 528-2635 FAX: 523-5735

Mail: otsu2403@city.otsu.lg.jp



「エスカレーター、左右どちらに立ちますか？」

よく「関東は左だ」「関西は右だ」とか議論がされてきたと思います。実際に、片方は歩く人のために空けている、といった状況をよく目にします。

しかしながら、片側を歩くことは推奨されていません。①転倒などの危険がある②負荷が偏り、機械の不具合につながる恐れがある③2列

で止まって乗る方が輸送効率が高いというのが主な理由です。

ある時、こんな場面に遭遇しました。エスカレーターの左側にまばらに人が並んで乗っていて、右側の「急いでいる人用のレーン」でただ一人立ち止まっている人(Aさん)がいました。その後、右側を歩いてきた人(Bさん)は通れなくなり、舌打ちをしました。

二人はそれぞれ、こう考えたかもしれません。

Aさんは2列で止まって乗る方が良いと知っていて、率先してそうしていましたが、Bさんに舌打ちをされて、Bさんのことを無知で無礼な人だと思いました。

他方、Bさんはどうしても早く行きたいのにAさんが頑なに動いてくれないので、Aさんのことを「ルール」が守れない、空気の読めない人だと思いました。

人それぞれ、視点や背景、状況によっては自分なりの「正しさ」があります。(Bさんの行動はよくありませんが)ただ自分の考えやルールを一方的に押し付けるのではなく、必要な情報を得た上で、相手の立場を考えて配慮すると、より良いコミュニケーションにつながるのではないのでしょうか。